

※青字は注意書きにつき、書類提出時には削除してください。
※2ページ目も必ず提出ください。

2018年 月 日

2018年第二回中小企業・SDGsビジネス支援事業～普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)～
企画競争申込書

独立行政法人国際協力機構 御中

【代表法人】※代表者印又は社印を押印してください。

《法人番号(マイナンバー) : 》 (※1)

住所 :

法人名称 :

印

法人代表者役職名及び氏名 :

※複数社の場合は、各法人につきご記載願います。(※2)

【共同提案者】※代表者印又は社印を押印してください。

《法人番号(マイナンバー) : 》 (※1)

住所 :

法人名称 :

印

法人代表者役職名及び氏名 :

《法人番号(マイナンバー) : 》 (※1)

住所 :

法人名称 :

印

法人代表者役職名及び氏名 :

《法人番号(マイナンバー) : 》 (※1)

住所 :

法人名称 :

印

法人代表者役職名及び氏名 :

《法人番号(マイナンバー) : 》 (※1)

住所 :

法人名称 :

印

法人代表者役職名及び氏名 :

標記に関する企画書を、募集要項、同別添資料、関連するJICAホームページ掲載情報等を確認、理解のうえ作成しましたので、別添のとおり提出いたします。

また、企画書の提出に際し、下記(次葉に記載の)事項について誓約します。なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、それにより当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

本件業務を受注するに当たっては、上の各法人が共同して、受注業務(契約の義務)を果たします。

※複数社の場合は記入してください。

(※1) JICAの競争参加資格「整理番号(7桁)」ではありません。国税庁が指定する13ケタの法人番号(法人マイナンバー)を記載してください。

(※2) 共同企業体として提案される場合は、全提案法人を連名で記入してください。また、全提案法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。

※2ページ目も必ず提出ください。

記

1. 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。

(ア) 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)である。

(イ) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。

(ウ) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

(エ) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

(オ) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(カ) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(キ) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

(ク) その他競争参加者又は競争参加者の役員等が、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2. 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

(ア) 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

(イ) 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

(ウ) 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

(エ) 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上